

令和6年度決算 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	標準財政規模 (千円)	うち臨財債 発行可能額
令和6年度	—	—	7. 1	22. 5	12,121,546	40,995
令和5年度	—	—	7. 7	14. 5	11,825,516	79,857

【令和6年度基準】

(単位：％)

早期健全化基準	13.04	18.04	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて毎年度変更します。

総括

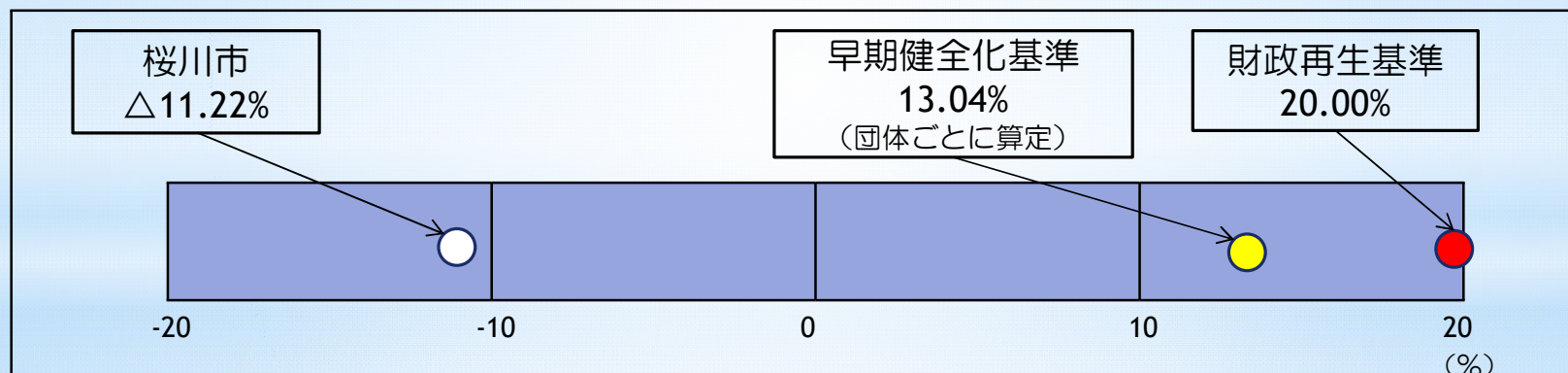
- 令和6年度決算に基づく桜川市の健全化判断比率は、令和5年度決算に引き続き、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となりました。
- 令和6年度の健全化判断比率は、令和5年度と比べ、実質公債費比率の数値が0.6ポイント減少し、将来負担比率の数値が8.0ポイント増加しました。

第1の指標

実質赤字比率

—%
黒字のため該当なし

- 一般会計等の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
- 令和6年度の桜川市における一般会計等は黒字のため、該当しませんが、数値化すると△11.22%となります。
- 黒字額は13億6,119万1千円でした。



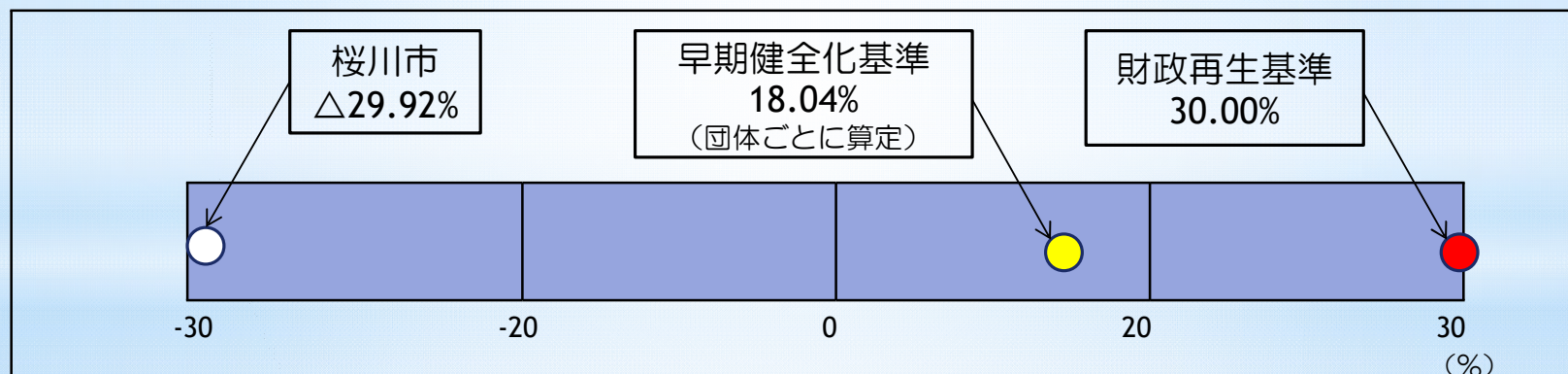
$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第2の指標

連結実質赤字比率

—%
黒字のため該当なし

- 特別会計や企業会計などすべての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
- 令和6年度の桜川市は黒字のため、該当しませんが、数値化すると△29.92%となります。
- 黒字額は36億2,698万5千円でした。

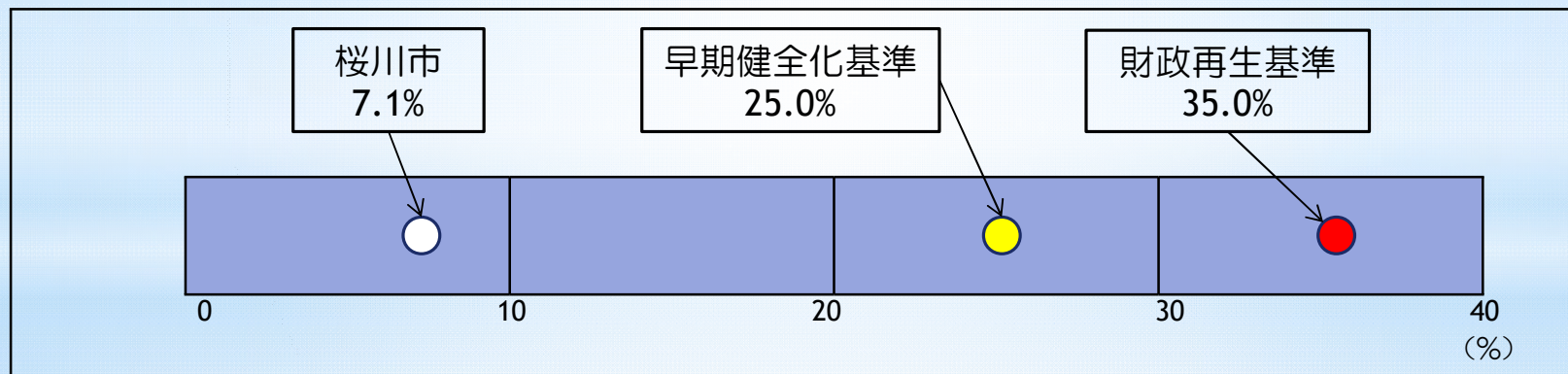


$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第3の指標 実質公債費比率

7.1%
(令和5年度 7.7%)

- 借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示します。
数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。
- 令和6年度の桜川市の3カ年平均は7.1%で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。
- 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が減となったこと、再算定による普通交付税の増となったことにより0.6ポイント減少しました。



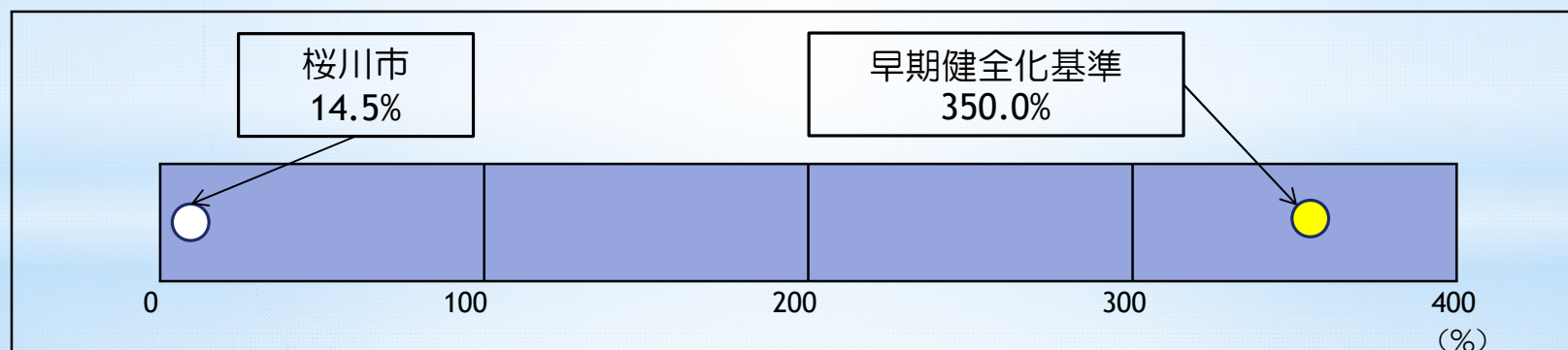
$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \text{ の3カ年平均}$$

第4の指標

将来負担比率

22.5%
(令和5年度 14.5%)

- 借入金や将来的に支出することが見込まれる額の大きさを示します。
数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。
- 令和6年度は22.5%で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。
- 充将来負担額から除かれる充当可能財源が基金取崩しに伴い減少したこと、一部地方債の償還が進んだことにより基準財政需要額見込みが減少したことにより、8.0ポイント増加しました。



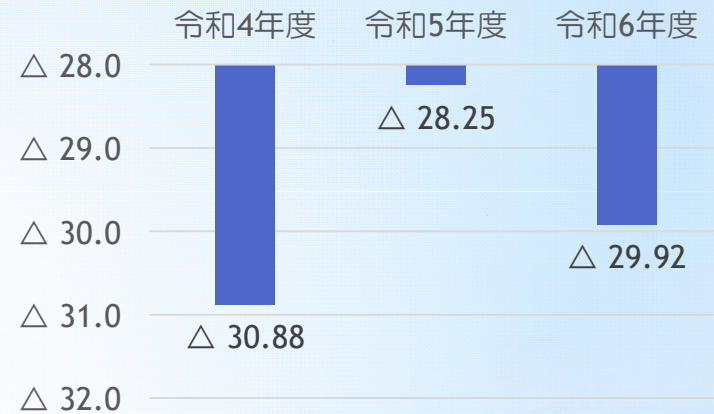
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

健全化判断比率の推移

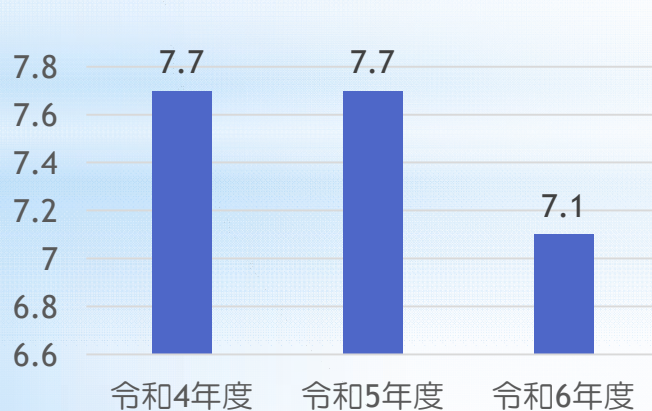
実質赤字比率



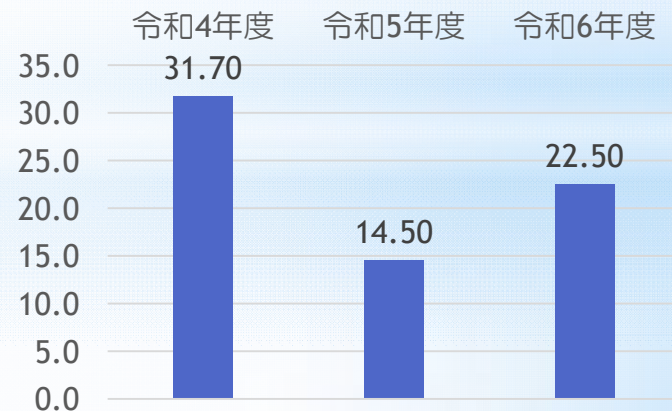
連結実質赤字比率



実質公債費比率



将来負担比率



【参考】

資金不足比率

- 公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。
数値が大きいほど経営が厳しい状況であることを表します。
- 経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。
- 当年度、桜川市においては、資金不足（赤字）が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

（単位：％）

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
病院事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	20.00